

# くまもと緑・景観協働機構規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この機構は、くまもと緑・景観協働機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 機構は、緑化景観対策に関する助成や援助等の事業を展開することにより、県民意識の高揚と緑あふれる県土づくりに寄与し、もって広く快適環境の創造に資することを目的とする。

(事業等)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民間の緑化活動の支援
- (2) 民間の景観形成活動の支援
- (3) 緑化・景観対策に関する調査研究や提言
- (4) 緑化・景観に関する情報の発信
- (5) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(構成団体)

第4条 機構の構成団体は、熊本県のほか、機構の目的に賛同する市町村及び緑化・景観に係る団体とする。

2 機構への入会に当たっては、会長に入会を申し込むものとする。

3 機構からの退会は、会長に退会を申し出ることによって行う。ただし、構成団体が合併等により消滅した場合は退会したものとみなす。

## 第2章 役員等

(役員)

第5条 機構に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 監事 2人以内

2 会長は、熊本県土木部長をもってあてる。

3 副会長及び監事は、構成団体の者の互選により選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、機構を代表し、機構の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、機構の業務の執行状況及び会計の状況を監査する。

(副会長及び監事の任期)

第7条 副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した副会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副会長及び監事は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第8条 機構に事務局を置く。

- 2 事務局は、熊本県土木部都市計画課内に置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 機構の会議は、総会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて、総会に構成団体以外の者の出席を求めることができる。

(総会)

第10条 総会は、会長を除き、構成団体の代表として出席した者をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎事業年度開始後3月のうちに開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は構成団体の総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の要求があったときに開催する。
- 4 総会は、機構の組織や事業に関する重要な事項を決議する。

(会議の議決)

第11条 会議は、過半数以上の出席がなければ、これを開会することができない。

- 2 会議の議事は、この規約において別に定めるもののほか、出席者の過半数を持って決する。

(書面表決等)

第12条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成団体は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成団体の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて書面により構成団体の賛否を求めることができる。この場合における議決については、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 前項の規定により賛否を求めたときは、会長は、その結果を速やかに構成団体に通知する。

(議事録)

第13条 会議の議事録には、議長及び出席者の中から議長が指名した議事録署名人1人が記名押印しなければならない。

(専門部会)

- 第14条 機構に、緑化・景観対策に係る研究等を行う組織として、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、機構の構成団体の推薦を受けた者及び学術経験者により構成する。
  - 3 専門部会は、互選により部会長を置く。
  - 4 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

## 第4章 会計

(資産)

第15条 機構の資産は、県の負担金及び機構への寄付金をもって構成する。

(資産の管理)

第16条 機構の資産は、会長が管理する。

(事業年度及び会計年度)

第17条 機構の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第18条 会長は、会計年度ごとに、事業計画及び収支予算を作成し、総会の承認を得なければならない。
- 2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - 3 やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、当該収支予算が成立するまでの間、前年度収支予算に準じて収入及び支出することができる。
  - 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第19条 会長は、事業報告及び収支決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第5章 解散等

### (解散)

第20条 機構を解散しようとする場合は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに機構に存する残余財産は、すべて県に寄付する。

### (雑則)

第21条 この規約に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成20年5月19日から施行する。
- 2 機構の設立当時の構成団体は、第4条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 機構の設立当初の副会長及び監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。